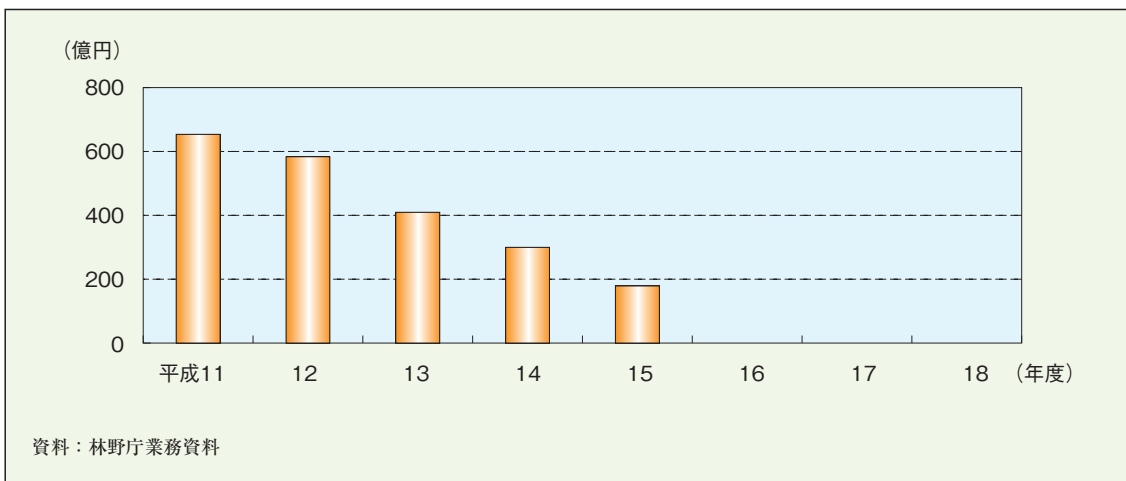


3 国有林野事業における改革の取組

(財務の健全化の推進)

国有林野事業は抜本的改革の基本方針に基づき、平成15年度末までの5年間の集中改革期間において、国有林野の管理経営の公益的機能重視への転換、組織・要員の合理化、財務の健全化等に重点的に取り組んできた。この結果、平成16年度以降は新規借入金をゼロとするなど、財務の健全性の向上に努めてきている（図V-3）。さらに、伐採・造林等の事業については、そのほとんどを民間委託化するとともに、事務の簡素化やOA化等による事務処理の効率化も推進している。

図V-3 国有林野事業における新規借入金の推移



(一般会計化・一部独立行政法人化に向けた動き)

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年6月法律第47号)において、国有林野事業については平成22年度末までに一般会計化、一部独立行政法人化を検討することとされた。

一方、緑資源機構の平成19年度限りでの廃止に伴い、これまで緑資源機構が行ってきた水源林造成事業は、執行の透明性、効率性を徹底しつつ経過措置法人へ事業を継承し、その後国有林野事業の一部を移管する独立行政法人に引き継ぐこととされた。

この検討については、多岐にわたる課題がある中で、国有林野が果たしている公益的機能の重要性を踏まえつつ、幅広い観点から慎重に行うこととしている。